

千葉市農林関係事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 市長は、本市における農林業の振興を図るため、農林業者、農林業者が組織する団体等が行う農林関係事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該農林業者、団体等に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）並びに補助事業の内容、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、補助事業の種目ごとに別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定める期日までに、千葉市農林関係事業補助金交付申請書（補助事業の完了前に申請する場合は様式第1号、補助事業の完了後に申請する場合は様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、2以上の補助事業に係る補助金の交付の申請をするときは、補助事業ごとに申請するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 前項の(1)の規定による市長の認める軽微な変更とは、補助目的及び事業効果に関係のない計画の細部の変更及び30パーセントを超えない補助金の減額とする。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市農林関係事業補助金交付決定通知書（補助事業の完了前に申請する場合は様式第2号、補助事業の完了後に申請する場合は様式第12号）によるものとする。また、様式第12号による通知にあつては、規則第13条の規定による、交付すべき補助金額の確定についての通知を兼ねるものとする。

(変更等の承認申請書)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市農林関係事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業の変更、中止又は廃止承認の申請書の提出を受けた時は、当該申請の内容を審査し、承認する場合は千葉市農林関係事業補助金変更交付決定通知書（様式第3号の2）により通知するものとする。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により報告しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市農林関係事業状況報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、千葉市農林関係事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、補助事業の完了後に申請を行った場合は適用しない。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市農林関係事業補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市農林関係事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定より補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市農林関係事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市農林関係事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市農林関係事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、財産管理台帳（様式第13号）を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。

3 市長は、補助事業の実施年度の翌年度中に現地確認等を行うとともに、前項の規定に関し処分制限期間内に必要があると認めるときは、現地確認等を行うことができる。

4 前項により管理及び運用に疑義が生じた場合の対応については、市長が別に定める。

(財産の処分の制限)

第15条 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が50万円未満の財産については、規則第20条の規定による市長の承認を受けたものとみなす。

2 規則第20条に規定する、取得財産等の耐用年数の期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」（以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」に定めら

れている処分制限期間に相当する期間) に準じて耐用年数を算定し、処分制限期間を判断する。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認にあたっては、取得財産等の補助金相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を市に納付することを条件とすることがある。
- 5 第3項による審査及び第4項による納付額については、市長が別に定める。

(届出事項)

第16条 事業主体は、処分制限期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、千葉県農林関係事業補助金届出書(様式第14号)を遅滞なく市長に届出なければならない。

- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (3) 天災その他不可抗力のため損害等を受けたとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済農政局長が定める。

附 則

この要綱は昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成6年8月3日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成8年2月21日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成9年3月21日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成10年10月1日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成11年7月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成11年9月21日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成12年7月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成13年12月28日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成19年7月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成20年12月5日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年9月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成27年3月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2「26 環境保全型農業直接支払事業」については、国要綱の通知の日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

番号	補助事業名
1	農林業団体育成事業
2	農林業研修事業
3	農用地利用増進事業
4	経営所得安定対策等推進事業
5	土地改良事業
6	農林業災害対策事業
7	野菜生産出荷安定事業
8	千葉県野菜価格安定対策事業
9	園芸用廃プラスチック適正処理対策推進事業
10	都市農業対策事業
11	家畜伝染病予防対策事業
12	優良森林整備事業
13	森林振興推進事業
14	有害鳥獣対策事業
15	環境保全型農業推進事業
16	農業用水源対策事業
17	いずみグリーンビレッジ推進事業
18	耕作放棄地整備事業
19	環境保全型農業直接支払事業
20	多面的機能支払対策事業
21	優良後継牛確保対策事業
22	飼料用米等拡大支援事業
23	産地生産基盤パワーアップ事業
24	農地銀行活動支援事業
25	新規就農地再生支援事業
26	畜産競争力強化対策整備事業
27	乳牛育成支援事業
28	6次産業化支援事業
29	農業法人グループ法人参入促進事業
30	耕作放棄地活用検証事業
31	みどりの食料システム戦略事業（SDGs 対応型施設園芸確立）
32	農業継承者経営発展支援事業
33	経営発展支援事業
34	農業労働力確保支援事業
35	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業
36	未来の千葉県農業創造事業

別表第2

1 農林業団体育成事業

事業の目的	農林業団体の事業の円滑化及び組織の強化を図ることを通じて、農林業団体を育成することを目的とする。	
補助事業者	千葉県畜産協会及び千葉県野菜価格安定対策協議会並びに農林業者で組織する団体で市長が適当と認めるもの	
補助事業の内容	補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。 ア 管理事業 イ その他市長が認めるもの	
補助対象経費	ア 管理事業にあつては、補助事業に要する経費のうち、次の表の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じて同表の右欄に掲げる経費とする。	
	千葉県畜産協会	会議費、研修費、講師謝礼、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、委託料、負担金、助成金並びに表彰記念代
	千葉県野菜価格安定対策協議会	会議費、研修費、賃金、講師謝礼、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに使用料及び賃借料
	イ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの	
補助率	補助対象経費の10分の5以内とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。	
添付書類	ア 千葉県畜産協会 ・収支予算書 ・収支決算見込書 ・その他市長が認める書類 イ 千葉県野菜価格安定対策協議会 ・事業費内訳 ・その他市長が認める書類 ウ その他団体 ・市長が認める書類	

2 農林業研修事業

事業の目的	農林業の研修等を実施することにより、農業者には新しい農業技術の習得、市民には千葉市農業の理解を促進することを目的とする。
補助事業者	一般社団法人千葉市園芸協会及び農林業者で組織する団体で市長が適当と認めるもの
補助事業の内容	補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。 ア 農林業研修事業（農林業に関する調査、研究、研修） イ 農業啓発事業（市民に対する啓発） ウ その他市長が認めるもの
補助対象経費	ア 農林業研修事業 会議費、研修費、講師謝礼、交通費、消耗品費、印刷製本費、広告料、保険料、使用料及び賃借料、委託料、表彰記念代 イ 農業啓発事業 会議費、研修費、講師謝礼、交通費、消耗品費、印刷製本費、広告料、保険料、使用料及び賃借料、委託料 ウ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの
補助率	補助対象経費の10分の5以内とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業科目及び事業費内訳 ・その他市長が認める書類

3 農用地利用増進事業

事業の目的	農地の利用集積を促進することにより、農地の有効利用並びに効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び確保を図ることを目的とする。						
補助事業者	本市の農業振興地域内の農地について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地利用集積計画に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業により賃借権を設定した農地の所有者（以下この項において「所有者」という。）又は賃借権の設定を受けた者であつて、市内に居住する個人又は市内に本店を置く農地所有適格法人。						
補助事業の内容	次のいずれかの事業とする。 ア 所有者が認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）又は新規就農者（イ及びエにおいて「認定農業者等」と総称する。）に対して過去に貸借の設定を行つたことがない土地に初めて賃借権を設定すること。 イ 認定農業者等が新たに賃借権の設定を受けること。 ウ 地域の担い手となり得る農業者（16歳以上65歳未満の者で、年間150日以上農業に従事しているものをいう。）が新たに賃借権を受けること。 エ 認定農業者等又はウに掲げる者が、平成27年3月31日までに設定したイ又はウに掲げる賃借権の存続期間満了後引き続き当該賃借権と同内容の賃借権の設定を受けること。						
補助対象経費	<p>農地の面積10アール当たり、次の表の左欄に掲げる賃借権存続期間の区分に応じて、同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、補助事業の内容ア、ウ、エに掲げる事業については2分の1の金額とする。また、国又は県から農地利集積事業に係る助成金の交付を受けることができる場合は、当該交付額を控除した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="488 1391 1321 1514"> <thead> <tr> <th>賃借権存続期間</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6年以上10年未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	賃借権存続期間	金 額	6年以上10年未満	15,000円	10年以上	20,000円
賃借権存続期間	金 額						
6年以上10年未満	15,000円						
10年以上	20,000円						
補助率	補助対象経費の10分の10以内とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てる。						
備考	<p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付すものとする。</p> <p>「補助金の交付の対象となった賃借権の存続期間満了前に、賃貸借契約の解約その他の事由により当該農地において耕作の事業を行わなくなった場合は、災害による農地の崩壊、公用又は公共用に供するための農地の買収、農地中間管理機構への当該農地の貸付、その他関係権利者の責めに帰すことができない事由による場合を除き、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。」</p>						
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内訳書 ・農用地利用集積計画各筆明細書 						

4 経営所得安定対策等推進事業

事業の目的	農業経営の安定と食糧自給率の向上のため、経営所得安定対策等を推進し、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、農地の利用集積、担い手の育成確保等に資することを目的とする。
補助事業者	千葉県農業再生協議会
補助事業の内容	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）第3の2に定める取組とする。
補助対象経費	事業の実施に要する経費であって、国実施要綱第6の別表に掲げる推進活動経費とする。
補助率	経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる補助率（定額）とする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域推進活動計画書 ・その他市長が認める書類

5 土地改良事業

事業の目的	農業生産基盤の整備を促進し、農業の生産性の向上及び農業構造の改善に資することを目的とする。										
補助事業者	土地改良区、農業協同組合、共同施行者又は3戸以上の農業者で組織する水利組合										
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 県補助土地改良事業 千葉県土地改良事業補助金交付要綱に基づき実施する事業（イからオまでに掲げる事業を除く。）をいう。</p> <p>イ 国営土地改良事業等 国営北総中央土地改良事業及びこれに関連する事業並びに県営土地改良事業及びこれに関連する事業をいう。</p> <p>ウ 土地改良区運営等事業 国営北総中央土地改良事業及びこれに関連する事業の促進並びに当該事業により造成された土地改良施設の維持管理を行う北総中央用水土地改良区の運営及び維持管理をいう。</p> <p>エ かんがい排水対策事業 かんがい排水路、用水路、農業用井戸等の新設、改良又は補修を行う事業であって、事業の受益面積が1ヘクタール以上であるものをいう。</p> <p>オ その他関係事業 アからエまでに掲げるもののほか、土地改良事業を実施する上で必要な事業であって、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>										
補助対象経費	<p>補助事業の内容のア、イ、エ及びオに掲げる事業にあつては、事業実施に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。</p> <p>補助事業の内容のウにあつては、当該土地改良区の運営に要する経費のうち報酬、人件費、旅費、会議費、研修費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに公課費並びに維持管理に要する経費</p>										
補助率	<p>次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1608 1441 2067"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1608 847 1653">補助事業の種別</th> <th data-bbox="847 1608 1441 1653">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1653 847 1727">県補助土地改良事業</td> <td data-bbox="847 1653 1441 1727">補助対象経費の10分4（事務費にあつては、10分の5）以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1727 847 1800">国営土地改良事業等</td> <td data-bbox="847 1727 1441 1800">関係自治体等の協定又は覚書に基づく補助率。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1800 847 1845">土地改良区運営等事業</td> <td data-bbox="847 1800 1441 1845">関係自治体等の覚書に基づく補助率。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1845 847 2067">かんがい排水対策事業</td> <td data-bbox="847 1845 1441 2067">補助対象経費の10分の5以内とし、かつ、1申請当たりの補助対象経費の上限は、土地改良施設維持管理適正化事業のうち、補助事業が該当する事業（整備補修事業など）ごとの下限額とする。 また、国、県及び全国土地改良事業団</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業の種別	補助率	県補助土地改良事業	補助対象経費の10分4（事務費にあつては、10分の5）以内	国営土地改良事業等	関係自治体等の協定又は覚書に基づく補助率。	土地改良区運営等事業	関係自治体等の覚書に基づく補助率。	かんがい排水対策事業	補助対象経費の10分の5以内とし、かつ、1申請当たりの補助対象経費の上限は、土地改良施設維持管理適正化事業のうち、補助事業が該当する事業（整備補修事業など）ごとの下限額とする。 また、国、県及び全国土地改良事業団
補助事業の種別	補助率										
県補助土地改良事業	補助対象経費の10分4（事務費にあつては、10分の5）以内										
国営土地改良事業等	関係自治体等の協定又は覚書に基づく補助率。										
土地改良区運営等事業	関係自治体等の覚書に基づく補助率。										
かんがい排水対策事業	補助対象経費の10分の5以内とし、かつ、1申請当たりの補助対象経費の上限は、土地改良施設維持管理適正化事業のうち、補助事業が該当する事業（整備補修事業など）ごとの下限額とする。 また、国、県及び全国土地改良事業団										

		<p>体連合会（以下「国等」という。）が採択した事業で行うかんがい排水対策事業における補助対象経費は、国等による補助額を減じた額とする。</p> <p>なお、補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書に国等からの「事業採択通知書」又は「補助金交付決定通知書」を添付する。</p>
	その他関係事業	補助対象経費の10分の5以内
添付書類	次の表に定めるとおりとする。	
	補助事業の種別	補助率
	県補助土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の事業採択通知書又は補助金交付決定通知書 ・位置図 ・金額算定資料（見積書の場合は2社以上）
	国営土地改良事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・協定又は覚書に基づく、金額算定資料
	土地改良区運営等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・覚書に基づく、金額算定資料
	かんがい排水対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・見積書（2社以上） （国等が採択した事業の場合） ・国等の事業採択通知書又は補助金交付決定通知書
その他関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・見積書（2社以上） ・補助事業として適当であると認められる資料 	

6 農林業災害対策事業

事業の目的	風水害等により被災した農地、農業用施設、林地、林業用施設及び共同利用施設の災害復旧を行うことにより、農林業の維持を図るとともに、その早期の経営の回復に寄与することを目的とする。
補助事業者	土地改良区、農業協同組合、共同施行者、3戸以上の農業者で組織する団体若しくは農地所有適格法人又は森林組合。
補助事業の内容	<p>ア 国庫補助災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく災害復旧事業</p> <p>イ 市単独災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第1項から第4項に規定する対象施設が同条第5項に規定する災害によって生じた事業で、アの適用を受けない1箇所の工事費用が40万円未満の事業 なお、当該事業においても同法第5条及び第7条の規定を準用する。</p>
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、復旧工事費 ただし、イは消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助率	<p>ア 国庫補助災害復旧事業 補助対象経費から国庫補助金額を差し引いた残額の10分の7以内とする。</p> <p>イ 市単独災害復旧事業 補助対象経費の10分の5以内とする。</p>
添付書類	<p>ア 国庫補助災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助査定表 ・事業費決定通知 <p>イ 市単独災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・現況写真 ・見積書（2社以上）

7 野菜生産出荷安定事業

事業の目的	国又は県が実施する主要な野菜の生産及び出荷の安定と、消費地域での価格の安定を確保するための野菜価格安定制度への参加負担金を補助することにより、指定野菜産地の育成及び生産農家の経営の安定化を図る。
補助事業者	千葉県野菜価格安定対策協議会
補助事業の内容	補助事業者が野菜生産出荷安定事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び千葉県青果物価格補償事業に参加するために、交付予約契約に基づき算出される負担金を確保することをいう。
補助対象経費	野菜生産出荷安定事業にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書に基づき算出された、登録生産者の負担金の額とする。 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び千葉県青果物価格補償事業にあつては、社団法人千葉県青果物価格補償協会業務方法書に基づき算出された、登録生産者の負担金の額とする。
補助率	補助対象経費の10分の3以内とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費内訳 ・その他市長が認める書類

8 千葉市野菜価格安定対策事業

事業の目的	本市における主要野菜の計画的な生産及び出荷の推進並びに農業者の生産意欲の向上及び経営の安定化を図ることを目的とする。
補助事業者	千葉市野菜価格安定対策協議会
補助事業の内容	補助事業者が組織的な計画、生産、出荷を推進し、農家の生産意欲の向上と経営の安定を図るための共済準備金(千葉市野菜価格安定対策協議会規約に規定された共済準備金をいう)を確保することをいう。
補助対象経費	当該事業における価格安定対策共済準備金
補助率	補助対象経費の10分の7以内とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費内訳 ・その他市長が認める書類

9 園芸用廃プラスチック適正処理対策推進事業

事業の目的	農家から排出される使用済の園芸用プラスチック（以下この項において「廃プラスチック」という。）の円滑な回収及び適正な処理等を推進することにより、農業環境の保全及び生産農家の健全な発展を図る。									
補助事業者	農業協同組合、農業者団体等で組織する団体で、廃プラスチックの適正かつ円滑な処理を行うことを目的として組織されたもの。									
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 推進事業 廃プラスチックの適正な処理を行うために必要な回収、運搬及び処理に関する計画の策定並びに農家に対する廃プラスチックの適正処理についての普及啓発等の推進指導を行うことをいう。</p> <p>イ 廃プラスチック類回収運搬事業 補助事業者が設置した廃プラスチックの集積所から処理工場まで運搬することをいう。</p> <p>ウ 廃プラスチック適正処理事業 処理工場に運搬された廃プラスチックについて再生処理等の適正な処理を行うことをいう。</p> <p>エ その他関係事業 アからウまでに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>									
補助対象経費	<p>ア 会議費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、修繕料、委託料</p> <p>イ、ウ 事業の実施に要する委託料</p> <p>エ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの</p>									
補助率	<p>次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業の種別</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進事業</td> <td>補助対象経費の10分の5以内</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類回収運搬事業</td> <td>補助対象経費の10分の5以内</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック適正処理事業</td> <td>補助対象経費の100分の75以内</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種別	補助率	推進事業	補助対象経費の10分の5以内	廃プラスチック類回収運搬事業	補助対象経費の10分の5以内	廃プラスチック適正処理事業	補助対象経費の100分の75以内
事業の種別	補助率									
推進事業	補助対象経費の10分の5以内									
廃プラスチック類回収運搬事業	補助対象経費の10分の5以内									
廃プラスチック適正処理事業	補助対象経費の100分の75以内									
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用廃プラスチック処理予約申込書の写し ・農業用廃プラスチック対策協議会規約 ・農業用廃プラスチック処理要領 ・その他市長が認める書類 									

10 都市農業対策事業

事業の目的	都市住民が農業に接する機会を創出することで、生活に憩いや潤いをもたらすとともに、農業への理解を促進することを目的とする。						
補助事業者	農地所有適格法人、認定農業者又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体をいう。						
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 土地基盤整備事業 当該事業に要する暗きょ、客土、かんがい施設等を整備することで、受益面積が10アール以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>イ 市民農園整備支援事業 市民農園（都市住民等が農地を利用して自ら農作物を栽培するための施設）の開設に必要なものをいう。なお、体験型市民農園については、上記に加えて指導等に必要な施設を整備すること、及び指導等に必要なものをいう。ただし、専ら千葉市在住者又は在勤者が利用するものに限る。</p> <p>ウ その他関係事業 アからイまでに掲げるもののほか都市住民と農村の交流推進を図る上で必要な事業であって、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>						
補助対象経費	<p>ア 事業の実施に要する土地基盤整備費</p> <p>イ 事業の実施に要する整備費の一部 なお、体験型市民農園については、上記及び研修費、消耗品費（農具、指導用資材に限る）</p> <p>ウ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの</p>						
補助率	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>ア イに該当しない場合次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1352 1425 1800"> <thead> <tr> <th>事業の種別</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地基盤整備事業</td> <td>補助対象経費の10分の5以内</td> </tr> <tr> <td>市民農園整備支援事業 その他関連事業</td> <td>補助対象経費の10分の3以内。キの市民農園整備の補助の上限は30万円とし、体験型市民農園整備の補助の上限は40万円とする。 ただし、当該事業で生産する品目が千葉市奨励品目選定要領に定める品目（以下「千葉市奨励品目」という。）である場合は補助対象経費の10分の5以内。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国又は県による認定事業に係る補助金の交付の対象となる事業に該当する場合は補助対象経費の10分の7以内</p>	事業の種別	補助率	土地基盤整備事業	補助対象経費の10分の5以内	市民農園整備支援事業 その他関連事業	補助対象経費の10分の3以内。キの市民農園整備の補助の上限は30万円とし、体験型市民農園整備の補助の上限は40万円とする。 ただし、当該事業で生産する品目が千葉市奨励品目選定要領に定める品目（以下「千葉市奨励品目」という。）である場合は補助対象経費の10分の5以内。
事業の種別	補助率						
土地基盤整備事業	補助対象経費の10分の5以内						
市民農園整備支援事業 その他関連事業	補助対象経費の10分の3以内。キの市民農園整備の補助の上限は30万円とし、体験型市民農園整備の補助の上限は40万円とする。 ただし、当該事業で生産する品目が千葉市奨励品目選定要領に定める品目（以下「千葉市奨励品目」という。）である場合は補助対象経費の10分の5以内。						

添付書類	<p>ア 土地基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・金額算定資料(見積書の場合は2社以上) <p>イ 市民農園整備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・位置図 ・見積書及び設計図面 ・その他、市長が認める書類
------	--

1 1 家畜伝染病予防対策事業

事業の目的	市内で飼養されている家畜に対し、各種家畜伝染病の検査及び予防接種を行い、重大な家畜伝染病の発生を予防する。
補助事業者	畜産を営む者、市内で育成牛を預かり預託事業を行う法人又は畜産を営む者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体をいう。
補助事業の内容	補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。 ア 飼養する家畜に対して行う、家畜伝染病等の予防のための検査、予防接種又はワクチン投与。 イ 家畜伝染病予防を目的に行う、消毒剤の購入。
補助対象経費	家畜伝染病予防事業に要する経費。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助率	補助対象経費の10分の2以内とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防対策事業（根拠） ・ワクチン接種者一覧 ・ワクチン接種請求書 ・その他市長が認める書類

1 2 優良森林整備事業

事業の目的	森林の造林及び保育を推進することにより、森林の公益的機能の発揮を推進し、森林資源を保全することを目的とする。
補助事業者	森林組合又は林業者3戸以上で組織する団体
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 地域森林環境整備事業</p> <p>(ア) 単層林の造林及び保育、又は複層林、広葉樹林の整備並びにこれらの実施に必要な作業路を整備することで、事業の受益面積が0.05ヘクタール以上のものをいう。</p> <p>(イ) 鉄道、道路、送配電線等の重要インフラ施設周辺の森林において、オ 災害に強い森づくり事業に準じた森林整備を行うが、事業の受益面積は、0.05ヘクタール以上とする。</p> <p>イ 県単森林整備事業</p> <p>林業関係事業補助金交付要綱、千葉県森林整備事業実施要綱及び県単森林整備事業実施要領に掲げる要件を満たす事業内容とする。</p> <p>ウ 森林環境保全直接支援事業</p> <p>林業関係事業補助金交付要綱、千葉県森林整備事業実施要綱及び千葉県森林整備事業実施要領に掲げる要件を満たす事業内容とする。</p> <p>エ サンプスギ林総合対策事業</p> <p>サンプスギ林総合対策事業補助金交付要綱及びサンプスギ林総合対策事業実施要領に掲げる要件を満たす事業内容とする。</p> <p>オ 災害に強い森づくり事業</p> <p>災害に強い森づくり事業補助金交付要綱及び災害に強い森づくり事業実施要領に掲げる要件を満たす事業内容とする。</p> <p>カ 被害森林整備事業</p> <p>千葉県森林整備事業実施要綱及び千葉県森林整備事業実施要領に掲げる要件を満たす事業内容とする。</p> <p>キ その他の関連事業</p> <p>アからカまでに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>
補助対象経費	<p>上記補助内容のア、イ、ウ、エ、オ、カ</p> <p>事業の実施に要するもので、県森林整備事業標準単価表にて積算した経費</p> <p>(ア) 造林経費（地拵え費、苗木代、植え付け費）</p> <p>(イ) 下刈経費</p> <p>(ウ) 枝打ち経費</p> <p>(エ) 間伐経費</p> <p>(オ) 被害木・林内堆積物除去等経費（被害木除去費、搬出集積費、堆積物搬出集積費、堆積物運搬処理費）</p> <p>(カ) 森林作業道整備経費（伐開費、除根費、土木費、工作物設置費）</p> <p>キ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの</p>

補助率	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。	
	補助事業の内容	補助率
	ア 地域森林環境整備事業 (ア) (イ)	補助対象経費の10分の5以内 補助対象経費の a 市町村道等周辺森林整備 10分の10以内 b 発生材の運搬 10分の10以内
	イ 県単森林整備事業	補助対象経費の10分の6以内
	ウ 森林環境保全直接支援事業	補助対象経費の10分の2.5以内
	エ サンプスギ林総合対策事業	補助対象経費の a 伐倒・搬出 10分の7.3以内 b 伐採跡地への植林 10分の1以内 c 被害木の運搬 10分の4以内
	オ 災害に強い森づくり事業	補助対象経費の a 市町村道等周辺森林整備 10分の10以内 b 発生材の運搬 10分の10以内
	カ 被害森林整備事業	補助対象経費の a 人工造林 10分の3.21以内 b 被害材の運搬 10分の10以内
キ その他関連事業	補助対象経費の10分の3以内	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・その他市長が認める書類 	

1 3 森林振興推進事業

事業の目的	林業経営に必要な機械及び施設の整備並びに林業の担い手の活動を支援することにより、林業の安定経営及び振興を図る。
補助事業者	森林組合、林業者3戸以上で組織する団体又は森林整備地域活動実施協定を締結した森林の所有者
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 森林組合育成強化対策事業 次に掲げる事項で、森林組合及び林業の担い手の活動を支援することをいう。</p> <p>(ア) 森林管理グループ対策 共同作業グループの育成、施業受託に必要な会議の開催及び施業受託の啓発普及活動を行うことをいう。</p> <p>(イ) 作業班育成強化 5ヘクタール以上の森林で作業活動のできる作業班の設置に必要な会議及び研修会を開催し、並びにそれらに参加することをいう。</p> <p>(ウ) 広報宣伝事業 林業経営及び緑化思想に関する情報収集並びに啓蒙普及活動を行うことをいう。</p> <p>(エ) 執行体制強化 林業技術員を設置し、当該技術員に対し森林組合役職員給与規程による職員給与及び諸手当並びに各種事業主負担を支払うことをいう。</p> <p>イ その他関連事業 アに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>
補助対象経費	会議費、研修費、消耗品費、備品購入費、修繕料、通信運搬費、人件費、保健衛生費、振込手数料その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの
補助率	補助対象経費の10分の3以内（執行体制強化にあつては補助対象経費の10分の5以内）とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の詳細がわかる書類 ・その他市長が認める書類

1 4 有害鳥獣対策事業

事業の目的	農作物を有害鳥獣による被害から必要な措置を講じて守り、安定的な農業生産を確保することを目的とする。
補助事業者	千葉市鳥獣被害防止対策協議会、農業協同組合又は農業者
補助事業の内容	<p>ア 千葉市鳥獣被害防止計画に基づいた有害鳥獣の捕獲等の対策</p> <p>イ ア以外の事業</p> <p>ただし、農作物に著しい被害をもたらす有害鳥獣に対し、捕獲及び採卵（「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づいた方法による）又は防除装置の設置等の対策を実施することをいう。</p> <p>ウ 狩猟免許取得促進事業</p>
補助対象経費	<p>ア 補助事業に要する経費のうち、会議費、研修費、消耗品費、備品購入費、修繕料、通信運搬費、人件費、委託料、報償費の他、鳥獣被害防止対策交付金交付要綱に定めのある経費</p> <p>イ 補助事業に要する経費のうち、会議費、研修費、消耗品費、備品購入費、修繕料、通信運搬費、人件費、委託料</p> <p>ウ 有害鳥獣捕獲に係る経費</p> <p>当該年度におけるわな猟免許の新規取得に要した費用（初心者狩猟講習会受講料及び狩猟免許試験申請費用）とし、千葉県狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱別表1の定める経費とする。</p>
補助率	<p>ア 10分の10以内とする</p> <p>イ 10分の5以内とする。</p> <p>ウ 補助対象経費の3分の2以内とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得促進事業については、わな猟狩猟免許状 ・ その他市長が認める書類

1 5 環境保全型農業推進事業

事業の目的	環境保全型農業を实践する組織又は農業者の育成及び当該農業への取組みによる農産物の生産への支援を通じ、環境負荷の軽減に配慮した持続的農業の推進及び安全性の高い農産物の生産への取組の促進を図ることを目的とする。
補助事業者	農地所有適格法人、認定農業者又は農業者3戸以上で組織し、かつ、その中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体をいう。
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ただし、別表第2の19環境保全型農業直接支払事業に定める補助事業に係る補助金の交付申請している事業については、補助事業の内容に含めない。</p> <p>ア 推進事業 環境保全型農業を推進するために必要な計画の作成、研修会の開催、展示ほの設置及び普及啓発等の推進指導を行うことをいう。</p> <p>イ 生産流通対策事業 (ア) 生産対策 緑肥の種子、農薬及び化学肥料を削減するための天敵、防虫ネット、フェロモントラップ、防蛾灯等の導入を行うことをいう。 (イ) 流通対策 環境保全型農業に取り組んで生産した農産物の出荷資材等を購入することをいう。</p> <p>ウ その他関連事業 アからイまでに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>
補助対象経費	<p>ア 会議費、研修費、講師謝礼、消耗品費（啓発用資材に限る）、印刷製本費、旅費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料及び賃借料、委託料</p> <p>イ 事業の実施に要する消耗品費、備品購入費</p> <p>ウ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの</p>
補助率	<p>補助対象経費の10分の5以内とする。なお国又は県による認定事業に係る補助金の交付の対象となる事業にあつては、補助対象経費の100分の75以内とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費に係る根拠資料（見積書等） ・補助を受ける事業に係る事業明細書（任意様式）又は補助対象経費に係る事業明細書（任意様式）

1 6 農業用水源対策事業

事業の目的	水田かんがい用の井戸水を揚水機でくみ上げることにより確保し、米の安定した生産を図ることを目的とする。
補助事業者	土地改良区、共同施工者及び3戸以上の農業者で組織する水利組合をいう。
補助事業の内容	農業振興地域内の水田でかんがい用水を確保するために、井戸の揚水機を使用すること。ただし、1つの井戸の受益面積が1ヘクタール以上であるものとする。
補助対象経費	当該揚水機の運転に必要な1年間の電気料。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助率	予算の範囲内で補助対象経費の10分の5以内とする。 ただし、100円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	・対象揚水機がわかる資料（本数、規格、受益面積等）

1.7 いずみグリーンビレッジ推進事業

事業の目的	若葉区東部の農業振興地域内に位置する15町域において、農業を機軸とした施設整備及び各種活動を行うことにより、地域農業の振興、都市部と農村部の交流の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。
補助事業者	いずみグリーンビレッジ構想の推進を行う会議、部会、地域団体等をいう。
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 推進事業 いずみグリーンビレッジ構想の推進に要する次に掲げるものをいう。</p> <p>(ア) 計画の策定 行政と合意形成を図りながら市民交流プログラムを策定することをいう。</p> <p>(イ) 研修会開催 地域農業の振興及び活性化を目的とした研修会及び講習会を開催することをいう。</p> <p>(ウ) 啓発普及活動 都市部と農村部の市民交流を目的に、当該地域内の市民が主体となり、継続的に地域活動を行うことをいう。</p> <p>イ その他関連事業 アに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>
補助対象経費	事業の実施に要する経費のうち、会議費、研修費、講師謝礼、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。
補助率	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>ア イに該当しない場合 10分の3以内（補助事業の内容ア（ウ）に掲げる事業におけるバス等の借上げに要する経費にあつては、10分の5以内）</p> <p>イ 国等の補助対象事業に該当する場合 10分の7以内</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・その他、市長が認める書類

18 耕作放棄地整備事業

事業の目的	荒廃した耕作放棄地を再生し、営農拡大等による農地利用を推進することにより、農地を保全することを目的とする。
補助事業者	農業者又は農業者等の組織する団体。
補助事業の内容	当該農地で障害物除去、耕起、整地等の農地の再生整備を行うこと。
補助対象経費	障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等に要する経費。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助率	補助対象経費の100分の75以内とし、10平方メートル当たり1,050円を上限とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
備考	<p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付すものとする。</p> <p>「補助事業の対象農地につき、補助事業者が補助事業完了日から起算して5年以上の期間耕作しない場合、補助事業者の責めに帰すことができない事由による場合を除き、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。」</p> <p>「認定農業者又は認定新規就農者に該当しない者が補助事業者となる場合は、千葉県耕作放棄地整備事業実施要領（令和6年4月1日施行）第4条に定めるところにより、補助事業完了日から起算して5年以上の期間耕作するまで、毎年耕作状況を市長に報告するものとする。」</p> <p>「補助事業者は、自力施工により再生作業を行う場合には同要領第2条に定めるところにより事業費を積算し、同要領第3条に定める積算関係書類を市長に提出するものとする。」</p>

1 9 環境保全型農業直接支払事業

事業の目的	地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的コストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目的とする。
補助事業者	環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号。以下「国要綱」という。）（別紙）第1の1に定める対象者とする。
補助事業の内容	環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日22生産第10954号。以下「国要領」という。）第1の4に定める対象活動とする。 ただし、別表第2の15環境保全型農業推進事業に定める補助事業に係る補助金の交付申請している事業については、補助事業の内容に含めない。
補助対象経費	事業の実施に要する経費であって、国要綱別紙の第2の1の（3）の規定に基づく通知を受けたものとする。
補助率	国要綱別紙の第1の5の表中の②に掲げる額を10アール当たりの単価とし、これに補助事業を実施した農地の面積（最少単位を1アールとする）を乗じて得た額とする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・営農活動計画書 ・有機農業の取組に係る農場管理シート ・現地確認チェックリストの届出書

20 多面的機能支払対策事業

事業の目的	農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発展を図るため、地域の共同活動に支援を行うことにより、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的とする。
補助事業者	多面的機能支払交付金実施要綱（平成30年3月30日29農振第1950号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別紙1の第2又及び別紙2の第2に定める対象組織とする。
補助事業の内容	多面的機能支払交付金実施要領（平成30年3月30日29農振第1951号農林水産省農村振興局長通知）第1の2及び第2の2に定める対象活動とする。
補助対象経費	補助事業者が実施する国要綱別紙1第4及び別紙2第4に定める対象活動に要する経費とする。
補助額	国要綱別紙1第6の2の（1）表中①の地目及び区分ごとに掲げる額を単価とし、これに補助事業を実施した農用地の面積（最小単位を1アールとする。）を乗じて得た額と、国要綱別紙2第6の2の（1）のア表中①の地目及び区分ごとに掲げる額（ただし、国要綱別紙2第6の2の（1）のイに該当する農用地はこれに0.75を乗じて得た額）を単価とし、これに補助事業を実施した農用地の面積（最小単位を1アールとする。）を乗じて得た額の合計額とする。
添付書類	・市に認定された多面的機能発揮促進事業に関する計画書

2 1 優良後継牛確保対策事業

事業の目的	乳牛の生乳生産性を向上させるため、性判別精液や受精卵の活用による優良後継牛の増頭・確保を効率的に行うことを目的とする。	
補助事業者	畜産を営む者3戸以上で組織し、かつ、その中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体をいう。	
補助事業の内容	ア 性判別精液を用いて乳牛に人工授精を行うこと。 イ 乳牛に受精卵移植を実施すること。	
補助対象経費	性判別精液及び受精卵の購入に要する経費。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。	
補助率	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。	
	ア 性判別精液の購入	補助対象経費の10分の3以内、 1本当たり3,000円を上限とする。
	イ 受精卵の購入	補助対象経費の10分の5以内、 1卵当たり100,000円を上限とする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養頭数一覧 ・購入種類、数量がわかる書類 ・授精した事がわかる書類 ・その他市長が認める書類 	

2 2 飼料用米等拡大支援事業

事業の目的	水田の有効利用と食料自給率の向上を図るため、主食用米の需給調整と併せて飼料用米等の新規需要米や効率的な土地利用による麦・大豆等の作付により、水田における農業経営の安定化と生産力を確保することを目的とする。
補助事業者	飼料用米等拡大支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第2の別表に定める事業実施主体とする。
補助事業の内容	県要領第2の別表に定める内容とする。
補助対象経費	事業の実施に要する経費であって、県要領第2の別表に定める経費とする。
補助率	県要領第2の別表に掲げる額を10アール当たりの単価とし、これに補助事業を実施した水田の面積を乗じて得た金額を上限とする。ただし、事業実施主体ごとに1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻生産実施計画書兼営農計画書の写し ・ 新規需要米の販売等に関する契約書の写し ・ その他市長が認める書類

2 3 産地生産基盤パワーアップ事業

事業の目的	水田・畑作・野菜・果樹・花植木等の産地が創意工夫を活かし、産地の高収益化に向けた取組に対して支援を行うことにより、農業の国際競争力の強化を推進することを目的とする。
補助事業者	農業者、農業団体等のうち、千葉県産地生産基盤パワーアップ事業実施方針の「4取組要件」を満たす事業の取組主体であり、かつ千葉県産地パワーアップ事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行。以下「県要綱」という。）第2条第2項の各号のいずれかに該当しない者とする。
補助事業の内容	県要綱別表の区分欄及び内容欄に定めるとおりとする。
補助対象経費	事業の実施に要する経費であって、県要綱の第1条に定める経費とする。
補助率	県要綱別表の補助率欄に定めるとおりとする。 ただし、取組主体ごとに1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・産地パワーアップ事業取組主体事業計画書 ・実施設計書 ・施行位置図 ・施設等配置図 ・設計図面・カタログ ・施設・機械等の管理運営規定 ・施設・機械等の運営収支計画 ・その他市長が認める書類

2.4 農地銀行活動支援事業

事業の目的	農地流動化に関する情報の管理、権利調整を行う農地銀行への農地の登録を促進し、担い手となる農業法人等へ農地を集積・集約することを目的とする。
定義	<p>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>ア 農地銀行 千葉県農地銀行設置要綱（昭和63年4月1日施行）に基づき千葉県農業委員会に設置されるものをいう。</p> <p>イ 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に基づく農地をいう。</p> <p>ウ 農業法人 農地法第2条第3項に基づく農地所有適格法人及び農地法第3条第3項の要件を満たす法人をいう。</p> <p>エ 所有者 不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記記録の権利部（甲区）に記載された登記名義人をいう。</p> <p>オ 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者をいう。</p> <p>カ 集約 土地利用が分割されている農地が連結し、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。</p> <p>キ 一団の農地 道路、山林、宅地、河川などにより分断されることがない、一体的な農業利用を行うことができる農地をいう。</p> <p>ク 新規に貸付又は売却 第4条に規定する交付申請の日から起算して過去5年以内に農地法、農業経営基盤強化促進法等による所有権の移転並びに賃借権、使用貸借権の設定を行っていない農地に賃借権の設定を行う、又は売却することをいう。</p> <p>ケ 耕作放棄地 農地法第32条第1項第1号及び第2号に規定する農地並びに荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく荒廃農地をいう。</p> <p>コ 農業用施設等 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第4条第1項第2号イ及び同施行規則（昭和27年農林省令第79号）第33条に掲げる施設をいう。</p>
補助事業者	農地所有者、農業法人及び認定農業者個人
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 農業参入支援事業</p> <p>複数の農地所有者が、集約した1ヘクタール以上の一団の農地を農地銀行の仲介・斡旋を経て、当該農地での5年以上の耕作の実施を条件に農業法人又は認定農業者個人へ新規に貸付又は売却を実施する事業。ただし、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく土地改良事業が行われた水田及び過去に農地銀行活動支援事業による補助金の交付対象となっ</p>

	<p>た農地において行う事業を除く。</p> <p>イ 農業参入支援特別認定事業 農地所有者が、一団の農地を当該農地での5年以上の耕作の実施を条件に、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）第14条の事業計画認定を受けた農業法人に貸付又は売却を実施する事業。ただし、土地改良法に基づく土地改良事業が行われた水田及び過去に農地銀行活動支援事業による補助金の交付対象となった農地において行う事業を除く。</p> <p>ウ 耕作放棄地再生整備事業 農業参入支援事業又は農業参入支援特別認定事業に伴い、農業法人又は認定農業者個人により実施される、耕作放棄地の再生整備事業。</p>						
補助対象経費	<p>農地の面積1アール当たり、次に定めるとおりとする。ただし、ア、イの補助事業においては、各農地所有者の所有面積について、ウの補助事業においては、補助対象農地の合計面積について、1アール未満の端数を切り捨てた面積を乗じた額とする。</p> <p>アの補助事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付又は売却を行う相手方</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業法人</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>認定農業者個人</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イの補助事業 10,000円</p> <p>ウの補助事業 4,500円</p>	貸付又は売却を行う相手方	金額	農業法人	10,000円	認定農業者個人	5,000円
貸付又は売却を行う相手方	金額						
農業法人	10,000円						
認定農業者個人	5,000円						
補助率	補助対象経費の10分の10以内とする。						
欠格事由	<p>次に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> <p>ア 貸付又は売却を行う相手方（法人の場合はその役員）と3親等以内の親族又は同居人である者</p> <p>イ 過去に当該補助事業について、補助金の全部又は一部について返還命令を受けた者</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者</p> <p>エ 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者</p> <p>カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者</p>						

	<p>キ 宗教活動又は政治活動を目的とする者</p> <p>ク 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者</p>
備考	<p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付するものとする。</p> <p>「補助事業の対象農地につき、貸付又は売却を受けた農業法人又は認定農業者個人が交付決定の日から起算して5年以上の期間耕作を実施しない場合、補助事業者の責めに帰すことができない事由による場合を除き、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、農業用施設等の設置など、農業経営上必要なものとして市長が認める事業を実施する場合はこの限りでない。」</p> <p>「補助事業者は交付決定の日から起算して5年間、毎年度末までに第8条に規定する千葉県農林関係事業状況報告書により、補助事業の対象農地における耕作の実施状況を報告するものとする。」</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内訳書 ・誓約書

25 新規就農地再生支援事業

事業の目的	新規就農者が就農時に必要となる草刈や土壌改良等の就農地初期整備費を助成し、新規就農者の円滑な就農を支援することを目的とする。
補助事業者	市主催の新規就農希望者を対象とした研修を修了した就農者又は認定新規就農者（共に就農後5年以内に限る）。
補助事業の内容	補助事業者が就農地で草刈、土壌改良、排水対策、抜根、耕起、整地等の初期整備を行うこと。
補助対象経費	草刈、土壌改良、排水対策、抜根、耕起、整地等の初期整備に要する人件費、消耗品費（ただし、作業工具・作業機械を除く。）、原材料費、使用料及び賃借料、燃料費、委託料、手数料等 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助率	補助対象経費の100分の75以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。 ただし、10アール当たり45,000円、1人当たり180,000円を上限とする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書等事業申請内容がわかる書類 ・その他市長が認める書類

2 6 畜産競争力強化対策整備事業

事業の目的	畜産農家など地域の関係者が連携し、収益力を向上させる取組みについて、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等の整備を支援することにより、地域の畜産の収益性を向上する。
補助事業者	千葉県畜産競争力強化対策整備事業実施要領第2第1項(1)に規定する事業実施主体(畜産クラスター協議会)とする。
補助事業の内容	千葉県畜産競争力強化対策整備事業補助金交付要綱(平成27年7月8日施行。以下「県要綱」という。)別表の経費欄に定めるとおりとする。
補助対象経費	事業の実施に要する経費であって、県要綱の第1条に定める経費とする。
補助額	県要綱別表の補助率欄に定めるとおりとする。 ただし、取組主体ごとに1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスター計画 ・千葉県畜産競争力強化対策整備事業実施設計書 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施計画書 ・クラスター事業一覧 ・誓約書 ・竣工届 ・竣工検査報告書 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施実績書 ・出来高設計書 ・実施設計書 ・その他市長が認める書類

27 乳牛育成支援事業

事業の目的	千葉県乳牛育成牧場跡地において、民間事業者が実施する乳用牛預託事業の預託料と、千葉県乳牛育成牧場における預託料の差額（値上がり分）を補助することにより、激変を緩和し、酪農家の経営の安定化と、畜産業の維持を図ることを目的とする。
補助事業者	千葉市内の畜舎で乳牛を飼養する農業者
補助事業の内容	<p>ア 継続預託事業 令和2年3月31日時点で、預託期間が18か月以下である乳牛を、千葉県乳牛育成牧場から、民間事業者が実施する乳用牛預託事業へ、継続して預託を行うものをいう。</p> <p>イ 新規預託事業 令和2年4月1日以降に、民間事業者が実施する乳用牛預託事業を新規に利用し、預託を行うものをいう。</p>
補助対象経費	<p>千葉県乳牛育成牧場跡地において、民間事業者が実施する乳用牛預託事業の預託料と、千葉県乳牛育成牧場における預託料の差額（値上がり分）預託料。</p> <p>ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。</p>
補助率	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ア 継続預託事業 補助対象経費の10分の10以内</p> <p>イ 新規預託事業 補助対象経費の10分の5以内</p>
備考	本事業の実施期間は、令和2年度から令和6年度までとする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が実施する預託一覧 ・その他市長が認める書類

28 6次産業化支援事業

事業の目的	市内産農産物を活用し、6次産業化に取り組む農業者を支援することで、市内農産物、加工品の付加価値向上、ブランド化を促進し、さらなる農業の振興、農業者の所得向上を図ることを目的とする。
補助事業者	ア 農業法人又は農業者（以下、「農業者等」という。）のうち、本補助事業で開発した製品について、千葉市食のブランド「千」への申請を目指す者 イ 農業者等と連携して商品開発を行う食品関連事業者のうち、本補助事業で開発した製品について、千葉市食のブランド「千」への申請を目指す者
補助事業の内容	新たに商品開発から販路開拓まで取り組む事業に対して、対象経費の一部を補助する。
補助対象経費	次の費用に対し、補助するものとする。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。 ア 開発費 市内産農林水産物を使用した新商品・新役務・特産品等の開発 イ 展示会等出展費 販路開拓（展示会出展、イベント等）に係る出展 ウ 外注費 市内産農林水産物を使用した新商品・新役務・特産品等の開発に関わる外注費用
補助率	補助対象経費の3分の2以内とし、1事業者当たり1,000,000円を上限とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	(共通) ・事業計画書 ・農業経営概要書 ・千葉市6次産業化支援事業補助金交付に係る確認書 (法人の場合) ・登記事項証明書 (個人の場合) ・住民票の写し

29 農業法人グループ参入促進事業

事業の目的	加工・流通等の事業者と連携した取組みを行うために参入する農業法人に対し、市内の農地における権利取得にかかる費用の支援を行い、高付加価値化を図る農業法人の参入を促進し、定着させることを目的とする。
定義	<p>ア 加工・流通等の事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社であり、加工・流通等を営む者とする。ただし、農業法人は除く。</p> <p>イ 農業法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に基づく農地所有適格法人及び農地法第3条第3項の要件を満たす法人であり、市内における農地の権利を有する者（当該権利を1年以内に有する見込みがある者も含む）をいう。</p> <p>ウ 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。</p> <p>エ 農地の権利取得 農地法、農業経営基盤強化促進法等による賃借権の設定を行うことをいう。</p> <p>オ 賃借料 農地の賃借料5年分に相当する額をいう。</p> <p>カ 加工・流通等の事業者と連携した取組み 農業法人と加工・流通等の事業者とが連携して実施する事業活動であって、当該加工・流通等の事業者が当該農業法人からその生産に係る農産物又はその一次加工品（以下「農産物等」という。）を調達して商品の製造、加工若しくは販売又は役務の提供を行うものをいう。ただし、当該加工・流通等の事業者による当該農業法人からの当該農産物等の調達が、おおむね5年以上の期間継続して行われることが見込まれるものに限る。</p>
補助事業者	未来の千葉県農業創造事業審査実施要領第8条（内示額の決定方法）の定めるところにより内示額の決定を受けた加工・流通等の事業者と連携する農業法人（1年以内に農業法人化を予定している農業者も含む）とする。
補助事業の内容	農業法人と加工・流通等の事業者と連携した取組みを行うために、市内の農地を新たに賃借権設定し、5年以上の耕作を実施する事業。
補助対象経費	補助事業者が農地所有者に対し支払う賃借料の5年分に相当する額
補助率	<p>予算の範囲内で補助対象経費の10分の5以内（1,000円未満の端数は切り捨て）とする。</p> <p>ただし、千葉県農業法人立地促進事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）第10条に定める賃借料に対する補助の交付を受けることができる場合は、当該交付額の2分の1を控除した額とする。</p>
欠格事由	<p>次に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> <p>ア 貸付を行う相手方（法人の場合はその役員）と3親等以内の親族又は同居人である者</p> <p>イ 過去に当該補助事業について、補助金の全部又は一部について返</p>

	<p>還命令を受けた者</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者</p> <p>エ 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者</p> <p>カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者</p> <p>キ 宗教活動又は政治活動を目的とする者</p> <p>ク 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者</p>
備考	<p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付するものとする。</p> <p>「補助事業の対象農地につき、補助事業者が耕作を実施しない場合、補助事業者の責めに帰すことができない事由による場合を除き、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。」</p> <p>「補助事業者は交付決定の日から起算して5年間、毎年度末までに第8条に規定する千葉県農林関係事業状況報告書により、補助事業の対象農地における耕作の実施状況を報告するものとする。」</p>
添付書類	<p>・補助事業の実施状況がわかる書類</p>

30 耕作放棄地活用検証事業

事業の目的	立地条件が良好な耕作放棄地の整備・解消を促進し、再生した農地への農業法人の参入を促進するため、再生に要する費用を助成する。
定義	次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ア 立地条件 高速自動車国道のインターチェンジ等からの距離や接道、農地の一団性、日照や水はけ、取水等が農業利用に適していることをいう。 イ 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。 ウ 農業法人 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人及び農地法第3条第3項の要件を満たす法人をいう。 エ 所有者 不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記記録の権利部（甲区）に記載された登記名義人又は所有権を有する者をいう。 オ 耕作放棄地 農地法第32条第1項第1号及び第2号に規定する農地をいう。 カ 農地銀行 千葉県農地銀行設置要綱（昭和63年4月1日施行）に基づき千葉県農業委員会に設置されるものをいう。
補助事業者	農地所有者
補助事業の内容	耕作放棄地を再生し、農地銀行への登録を通じた農業法人等への貸借を目指す農地所有者に対し、当該農地の再生整備に要する経費を助成する。 なお、農業法人等とは、農業法人に加え、1年以内に法人化を予定している農業者とする。
補助対象経費	農地の再生整備に要する障害物の除去、廃棄物処理、深耕、整地及びこれらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等の経費。 ただし、廃棄物処理の対象は、再生整備作業において発生する、草木、根等及び対象農地に残置された営農のための器具等で再生作業の妨げとなっているものとし、対象農地に不法投棄された廃棄物は対象外とする。
補助率	補助対象経費の10分の10以内とし、10アール当たり140,000円を上限とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
欠格事由	次に掲げる者は、補助事業者となることができない。 ア 過去に当該補助事業について、補助金の全部又は一部について返還命令を受けた者 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

	<p>77号) 第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者</p> <p>ウ 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者</p> <p>オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者</p> <p>カ 宗教活動又は政治活動を目的とする者</p> <p>キ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者</p>
備考	<p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付するものとする。</p> <p>「補助事業者は、補助事業の対象農地につき、千葉県農地銀行に登録し、農業法人等への貸借を図るものとする。」</p> <p>「当該農地を耕作の目的に供さない場合及び当該農地の適正な管理を怠った場合、3親等以内の親族又は同居人が役員を務める法人に貸借した場合は、補助事業者の責めに帰すことができない事由による場合を除き、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。」</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業に要する経費の積算資料 ・ 事業実施場所の写真 ・ 誓約書

3 1 みどりの食料システム戦略事業（SDGs 対応型施設園芸確立）

事業の目的	SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、抜本的な環境負荷軽減と収益性向上を両立した施設園芸のモデル産地の育成を目的とする。
補助事業者	千葉県みどりの食料システム戦略（SDGs 対応型施設園芸確立）補助金交付要綱（令和4年3月31日施行。以下「県要綱」という。）第1条に規定する事業実施主体（協議会）とする。
補助事業の内容	県要綱第1条に規定する事業とする。
補助対象経費	県要綱別表の経費欄に定める事業のうち、「オ 省エネ機器設備・資材の導入」に該当する経費とする。
補助率	補助対象経費の10分の5以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（SDGs 対応型施設園芸確立）事業実施計画書 ・千葉県みどりの食料システム戦略（SDGs 対応型施設園芸確立）補助金交付決定通知書

3 2 農業継承者経営発展支援事業

事業の目的	スムーズな農業経営の継承に必要な取組や、農業経営を継承した者が、その経営を発展させるために実施する取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とする。
補助事業者	<p>補助事業者は、次のア又はイに掲げる者とする。</p> <p>ア 次に掲げるすべての事項を満たす者（先代経営者）</p> <p>（ア）補助金交付申請日以降1年以内に、農業経営を継承すること。</p> <p>（イ）青色申告をしていて、その経営が、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上であること。</p> <p>（ウ）これまでに本補助を受けたことがないこと。</p> <p>（エ）補助金申請時に、継承者が55歳以下であること。</p> <p>イ 次に掲げるすべての事項を満たす者（継承者）</p> <p>（ア）補助金交付申請日から遡って5年以内に、農業経営を継承していること。</p> <p>（イ）先代経営者又は継承者が青色申告をしていて、その経営が、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上であること。</p> <p>（ウ）これまでに本補助を受けたことがないこと。</p> <p>（エ）補助金申請時に、55歳以下であること。</p>
補助事業の内容	<p>補助事業者が新たに行う事業で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 先代経営者が行う事業</p> <p>（ア）経営継承の取組み</p> <p>イ 継承者が行う事業</p> <p>（ア）経営継承の取組み</p> <p>（イ）法人化</p> <p>（ウ）新たな品種・部門等の導入</p> <p>（エ）認証取得</p> <p>（オ）データ活用経営</p> <p>（カ）就業規則の策定</p> <p>（キ）経営管理の高度化</p> <p>（ク）就業環境の改善</p> <p>（ケ）外部研修の受講</p> <p>（コ）販路開拓</p> <p>（サ）新商品開発</p> <p>（シ）省力化・業務の効率化、品質の向上</p> <p>（ス）規格等の改善</p> <p>（セ）防災・減災の導入</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額並びに国及び県の補助対象となる事業を除く。</p> <p>ア 先代経営者が行う事業</p>

	<p>(ア) 専門家謝金</p> <p>イ 継承者が行う事業</p> <p>(ア) 専門家謝金、(イ) 研修費、(ウ) 旅費、(エ) 機械及び施設整備費、(オ) 広報費、(カ) 展示会等出展費、(キ) 開発・認証取得費、(ク) 使用料及び賃借料、(ケ) 委託費</p> <p>ただし、継承者が認定農業者の場合は(エ) 機械及び施設整備費は補助対象経費とならない。</p>
補助率	<p>ア 先代経営者が補助事業者かつ認定農業者である場合</p> <p>補助対象経費の10分の10以内とし、1事業者当たり100万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>補助対象経費の10分の5以内とし、1事業者当たり50万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書等事業申請内容がわかる書類 ・継承者の場合、開業届等、事業を継承したことがわかる書類 ・その他市長が認める書類

3.3 経営発展支援事業

事業の目的	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援することを目的とする。
補助事業者	補助事業者は、千葉県経営発展支援事業実施要領（令和4年5月24日担い手第339号制定。以下「県要領」という。）第4の1の要件を満たす者とする。
補助事業の内容	県要領第4の2に定めるとおりとする。
補助対象経費	県要領第4の2の（1）の取組に必要な経費とする。
補助率	県要領第4の3に定めるとおりとする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
備考	やむを得ない事情により交付決定を受ける前に事業着手する必要がある場合、千葉市経営発展支援事業実施要領に基づき、手続きを行うものとする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書等事業申請内容がわかる書類 ・その他市長が認める書類

3 4 農業労働力確保支援事業

事業の目的	規模拡大や新規参入等に伴い労働者を雇用する農業者に対し、人材募集に係る費用の支援を行い、農業経営の安定化を図ることを目的とする。
補助事業者	農業法人、認定農業者又は認定新規就農者。
補助事業の内容	民間事業者等が運営する有料の求人インターネットサイトを利用した求人を実施すること。
補助対象経費	求人広告掲載費、求人広告制作費、人材紹介料、スカウト料等人材募集のために民間事業者に支払った経費。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助率	補助対象経費の10分の5以内とし、1事業者当たり200,000円を上限とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書等事業申請内容がわかる書類 ・その他市長が認める書類

3 5 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

事業の目的	森林の有する多面的機能の発揮を図ることを目的とする。															
補助事業者	千葉県里山林保全整備推進地域協議会（以下地域協議会）															
補助事業の内容	千葉県森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成29年7月25日付け森第608号制定）に基づく事業															
補助対象経費	千葉市内に拠点を置く活動組織が行う活動に要する経費に対し、地域協議会が交付する経費。ただし、「資機材・施設の整備等」に要する経費を除く。															
補助率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付単価 県の交付単価と同額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①活動推進費</td> <td>1 組織あたり18,750円 (初年度のみ)</td> </tr> <tr> <td>②地域環境保全タイプ（里山林保全）</td> <td>1 haあたり 20,000円（初年度） 19,150円（2年目） 18,300円（3年目）</td> </tr> <tr> <td>③地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）</td> <td>1 haあたり 47,500円（初年度） 44,150円（2年目） 40,800円（3年目）</td> </tr> <tr> <td>④森林資源利用タイプ</td> <td>1 haあたり 20,000円（初年度） 19,150円（2年目） 18,300円（3年目）</td> </tr> <tr> <td>⑤森林機能強化タイプ</td> <td>1 mあたり100円</td> </tr> <tr> <td>⑥関係人口創出・維持タイプ</td> <td>1 組織当たり8,300円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	交付単価 県の交付単価と同額	①活動推進費	1 組織あたり18,750円 (初年度のみ)	②地域環境保全タイプ（里山林保全）	1 haあたり 20,000円（初年度） 19,150円（2年目） 18,300円（3年目）	③地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	1 haあたり 47,500円（初年度） 44,150円（2年目） 40,800円（3年目）	④森林資源利用タイプ	1 haあたり 20,000円（初年度） 19,150円（2年目） 18,300円（3年目）	⑤森林機能強化タイプ	1 mあたり100円	⑥関係人口創出・維持タイプ	1 組織当たり8,300円
区分	交付単価 県の交付単価と同額															
①活動推進費	1 組織あたり18,750円 (初年度のみ)															
②地域環境保全タイプ（里山林保全）	1 haあたり 20,000円（初年度） 19,150円（2年目） 18,300円（3年目）															
③地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	1 haあたり 47,500円（初年度） 44,150円（2年目） 40,800円（3年目）															
④森林資源利用タイプ	1 haあたり 20,000円（初年度） 19,150円（2年目） 18,300円（3年目）															
⑤森林機能強化タイプ	1 mあたり100円															
⑥関係人口創出・維持タイプ	1 組織当たり8,300円															
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・活動組織に対する交付金の交付計画 ・その他市長が認める書類 															

3 6 未来の千葉市農業創造事業

(1) 経営拡大支援タイプ

事業の目的	<p>【野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソバ】 生産近代化機械施設、流通近代化機械施設、産地管理機械施設の整備の促進を通じ、当該農産物の産地の健全な育成及び安定した生産を図ることを目的とする。</p> <p>【畜産】 畜産農家の生産設備及び環境衛生対策設備を効率化することにより、生産性を向上させ、経営体質を強化することを目的とする。</p>
補助対象部門 (作物)	<p>ア 野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソバとする。 これ以外の作物の場合であっても、補助事業者が、本市又は他市町村で栽培及び販売した実績があり、本市においても収益が見込めるものは対象とする。</p> <p>イ 畜産とする。</p>
補助事業者	<p>【野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソバ】 農業協同組合、農業法人及びその他農業者の組織する団体が市長が適当と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体をいう。</p> <p>【畜産】 認定農業者又は畜産を営む者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体をいう。</p>
補助の制限	<p>同一の補助事業者が、本事業の補助金を受けることができる回数は、同一年度内において1回までとする。</p>
補助事業の内容	<p>【野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソバ】</p> <p>ア 生産近代化機械施設整備事業 補助事業者が実施する当該農作物の生産に必要な省力化及び近代化に関する次のいずれかの施設の整備又は機械の導入を行うことをいう。</p> <p>(ア) 農業用機械施設 農業用機械及び農業機械用格納庫であって、農業用機械にあつては耐用年数が5年以上であるもの、農業用機械格納庫にあつては床面積が20平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(イ) 栽培施設 当該事業に要する栽培用の施設で、面積が1,500平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(ウ) 育苗施設 当該事業に要する育苗用の施設で、面積が100平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(エ) 水耕施設 当該事業に要する水耕栽培のための施設で、面積が500平方</p>

メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(オ) 乾燥調整選別処理加工施設

当該農作物の出荷に要する乾燥、調整、選別等の加工処理のための施設で、面積が100平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(カ) 省エネルギー設備

当該事業に要する省エネルギー化が図られる設備で、受益面積が500平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(キ) 環境制御設備

当該事業に要する栽培環境を制御するための設備で、受益面積500平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(ク) 種苗貯蔵施設

当該事業に要する種苗の貯蔵のための施設で、面積が10平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(ケ) 防除機械施設

当該事業に要する病虫害防除のための機械及び施設で、事業面積が50アール以上で、タンクの容量が400リットル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(コ) 果樹棚施設及び多目的防災施設

果樹生産に要する栽培棚及び風、霜、鳥等の害を防ぐための施設で、事業面積が30アール以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(サ) スマート農業支援機器・機械

ICTやロボット技術等の先端技術を活用した機器・機械で、スマート農業を推進するものをいう。

イ 流通近代化機械施設整備事業

農産物等の加工及び出荷に関する次のいずれかの施設の整備及び機械の導入を行うことをいう。

(ア) 集出荷機械施設

農産物等の集出荷施設又は集められた農業生産物を出荷のために選別、梱包等をする機械で、事業面積が50平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。

(イ) 貯蔵機械施設

農産物等を貯蔵するための施設又は機械で、事業面積が10平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農

	<p>業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(ウ) 予冷・保冷施設 農産物等を出荷するために予冷若しくは保冷するための施設又は機械で、施設にあっては面積が10平方メートル以上であるもの、保冷車にあっては車載量が2t以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(エ) 加工処理施設 農産物等を加工して出荷するための施設又は機械で、事業の受益面積が10平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(オ) 販売施設 農産物等を販売するための施設で、面積が10平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(カ) 流通対策 農産物等の出荷、販売に要する資材を購入すること。</p> <p>ウ 産地管理機械施設整備事業 農産物等の出荷、流通及び販売を管理するために要するシステムを導入することをいう。</p> <p>エ その他関係事業 アからウまでに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう</p> <p>【畜産】</p> <p>ア 生産近代化機械施設整備事業 次の施設の改修又は機械の更新をいう。</p> <p>(ア) 農業機械施設 飼料生産に要する農業用機械及び農業用機械格納庫をいう。ただし、農業用機械は耐用年数5年以上であるもの、農業用機械格納庫については20平方メートル以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(イ) 貯蔵施設 飼料等の貯蔵に要する施設で、面積が100平方メートル以上のものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(ウ) 家畜飼養管理施設 家畜の飼養に要する施設で、施設面積が1,000平方メートル以上のものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>イ 流通近代化機械施設整備事業 畜産物の出荷又は販売に要する次のいずれかの施設の改修又は機械の更新をいう。</p> <p>(ア) 管理施設 畜産物の流通管理に要する施設で、面積が50平方メートル以</p>
--	---

	<p>上のものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(イ) 貯蔵施設 畜産物の貯蔵に要する施設で、面積が50平方メートル以上のものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(ウ) 予冷保冷施設 畜産物を出荷時に保冷するための施設又は保冷車で、施設にあつては容量が2,000リットル以上、保冷車にあつては積載重量2トン車以上をいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(エ) 加工処理施設 畜産物を加工するための施設及び機械であつて、施設にあつては面積が50平方メートル以上のものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>ウ 環境衛生対策施設整備事業 家畜糞尿による環境汚染の予防又は対策に要する次の施設の改修又は機械の更新をいう。</p> <p>(ア) 堆肥生産施設 家畜糞尿の堆肥化に要する施設又は機械で、施設にあつては面積が50平方メートルのものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>(イ) 消毒機械施設 家畜糞尿による環境汚染対策に要する消毒用の機械で、タンクの容量が400リットル以上のものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書（農業経営基盤強化促進法）に記載されている規模とする。</p> <p>エ その他関連事業 アからウまでに掲げるもののほか、畜産業の健全な育成及び安定生産及び家畜糞尿の適正処理を図る上で必要な事業であつて、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>
補助対象経費	<p>【共通】 小型機械等導入コース：上限500万円 大型機械等導入コース：上限2,000万円</p> <p>【野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソバ】 下記のアからエに掲げるものとする。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く（ウ、エについてはこの限りでない）。</p> <p>ア 事業の実施に要する機械及び施設整備費（機械の更新及び施設の改修を含む）</p> <p>イ 事業の実施に要する機械及び施設整備費、消耗品費（施設の被覆資材及び出荷資材に限る）</p> <p>ウ システム構築に要する経費のうち、会議費、研修費、旅費、備品</p>

	<p>購入費、委託料 エ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの 【畜産】 下記のアからエに掲げるものとする。 ア、イ、ウ 事業の実施に要する機械更新費及び施設改修費 エ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの</p>										
<p>補助率</p>	<p>【野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソバ】 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 ア イ、ウに該当しない場合次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="496 557 1401 1207"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 557 940 600">事業の種別</th> <th data-bbox="940 557 1401 600">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 600 940 645">生産近代化機械施設整備事業</td> <td data-bbox="940 600 1401 689">補助対象経費の10分の3以内。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 645 940 689">流通近代化機械施設整備事業</td> <td data-bbox="940 645 1401 689">内。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 689 940 741">産地管理機械施設整備事業</td> <td data-bbox="940 689 1401 1061">ただし、当該事業で生産する品目が千葉県奨励品目選定要領に定める品目（以下「千葉県奨励品目」という。）及び千葉県食のブランド「千」の認定を受けた事業者が生産する認定農産物である場合は補助対象経費の10分の5以内。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 741 940 1207">その他関係事業</td> <td data-bbox="940 741 1401 1207">また、補助事業の内容ア（サ）については、補助対象経費の10分の5以内。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国又は県による認定事業に係る補助金の交付の対象となる事業（以下「国等の補助対象事業」という。）に該当する場合で、アに該当しないとき補助対象経費の10分の7以内 ウ 国等の補助対象事業に該当する場合で、補助事業の内容アからウまでに掲げる事業において千葉県奨励品目を生産するとき補助対象経費の100分の75以内 【畜産】 補助対象経費の10分の3以内とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>	事業の種別	補助率	生産近代化機械施設整備事業	補助対象経費の10分の3以内。	流通近代化機械施設整備事業	内。	産地管理機械施設整備事業	ただし、当該事業で生産する品目が千葉県奨励品目選定要領に定める品目（以下「千葉県奨励品目」という。）及び千葉県食のブランド「千」の認定を受けた事業者が生産する認定農産物である場合は補助対象経費の10分の5以内。	その他関係事業	また、補助事業の内容ア（サ）については、補助対象経費の10分の5以内。
事業の種別	補助率										
生産近代化機械施設整備事業	補助対象経費の10分の3以内。										
流通近代化機械施設整備事業	内。										
産地管理機械施設整備事業	ただし、当該事業で生産する品目が千葉県奨励品目選定要領に定める品目（以下「千葉県奨励品目」という。）及び千葉県食のブランド「千」の認定を受けた事業者が生産する認定農産物である場合は補助対象経費の10分の5以内。										
その他関係事業	また、補助事業の内容ア（サ）については、補助対象経費の10分の5以内。										
<p>備考</p>	<p>大型機械導入コースの補助事業者は、補助金の交付対象となった固定資産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。抵触した場合は、補助事業者は当該補助金を全額返還するものとする。</p> <p>なお、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、次に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過した場合は、この限りではない。</p> <p>ア 施設 取得の日から10年間</p>										

	<p>イ 償却資産</p> <p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数。ただし、当該耐用年数が10年間を超える場合は10年間とする。</p> <p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付するものとする。</p> <p>「補助事業者は交付決定の日から起算して5年間、毎年度末までに、法人の決算書又は確定申告書を提出するものとする。」</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・カタログ ・設計書 ・平面図、立面図、配置図 ・位置図 ・農業経営改善計画認定書の写し ・農業経営改善計画認定申請書の写し ・その他市長が認める書類

(2) 新規就農支援タイプ

事業の目的	<p>新規就農者の確保・育成を促進するため、新規就農者が就農時に必要となる、施設・機械設備の導入経費に対する支援を行い、円滑な就農と、就農後の所得向上に資することを目的とする。</p>
補助事業者	<p>市主催の新規就農希望者を対象とした研修を修了した認定新規就農者。</p> <p>ただし、就農後5年以内に限る。</p>
補助の制限	<p>同一の補助事業者が、本事業の補助金を受けられる回数、同一年度内において1回までとする。</p>
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う次のいずれかの事業とする。</p> <p>ア 施設機械整備事業</p> <p>円滑な就農と就農後の所得向上のために必要な施設の整備又は機械設備の導入を行うことをいう。</p> <p>(ア) 農業用機械施設</p> <p>農業用機械及び農業機械用格納庫をいう。</p> <p>(イ) 栽培施設</p> <p>当該事業に要する栽培用の施設をいう。</p> <p>(ウ) 育苗施設</p> <p>当該事業に要する育苗用の施設をいう。</p> <p>(エ) 水耕施設</p> <p>当該事業に要する水耕栽培のための施設をいう。</p> <p>(オ) 乾燥調整選別処理加工施設</p> <p>当該農作物の出荷に要する乾燥、調整、選別等の加工処理のための施設をいう。</p> <p>(カ) 省エネルギー設備</p> <p>当該事業に要する省エネルギー化が図られる設備をいう。</p> <p>(キ) 環境制御設備</p> <p>当該事業に要する栽培環境を制御するための設備をいう。</p>

	<p>(ク) 種苗貯蔵施設 当該事業に要する種苗の貯蔵のための施設をいう。</p> <p>(ケ) 防除機械施設 当該事業に要する病虫害防除のための機械及び施設をいう。</p> <p>(コ) スマート農業支援機器・機械 ICTやロボット技術等の先端技術を活用した機器・機械で、スマート農業を推進するものをいう。</p> <p>イ 流通近代化機械施設整備事業 農産物等の加工及び出荷に関する次のいずれかの施設の整備及び機械の導入を行うことをいう。</p> <p>(ア) 集出荷機械施設 農産物等の集出荷施設又は集められた農産物等を出荷のために選別、梱包等をする機械をいう。</p> <p>(イ) 貯蔵機械施設 農産物等を貯蔵するための施設又は機械をいう。</p> <p>(ウ) 予冷・保冷施設 農産物等を出荷するために予冷若しくは保冷するための施設又は機械をいう。</p> <p>(エ) 加工処理施設 農産物等を加工して出荷するための施設又は機械をいう。</p> <p>(オ) 販売施設 農産物等を販売するための施設をいう。</p> <p>(カ) 流通対策 農産物等の出荷、販売に要する資材を購入すること。</p> <p>ウ その他関係事業 アからイまでに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>
補助対象経費	<p>事業の実施に要する機械及び施設整備費（機械の更新及び施設の改修を含む）。</p> <p>ただし、消費税及び地方消費税相当額、国及び県の補助対象となる事業を除く。</p>
補助率	<p>補助対象経費の10分の5以内とし、1事業者当たり10,000,000円を上限とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>
備考	<p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付するものとする。</p> <p>「補助事業者は交付決定の日から起算して5年間、毎年度末までに、法人の決算書又は確定申告書を提出するものとする。」</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書等事業申請内容がわかる書類 ・その他市長が認める書類

(3) 農業法人等参入促進タイプ

(4) 生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ

事業の目的	法人等の農業参入を促進するため、高収益な農作物生産並びに加工及び流通等の確立に必要な施設・機械設備の導入経費に対する支援を行い、市内農業産出額の増大と農業者の所得向上に資することを目的とする。
定義	次に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。 ア 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。 イ 農業法人 農地法第2条第3項に基づく農地所有適格法人及び農地法第3条第3項の要件を満たす法人であり、市内における農地の権利を有する者（当該権利を1年以内に有する見込みがある者も含む）をいう。 ウ 加工・流通等の事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社であり、加工・流通等を営む者とする。ただし、農業法人は除く。 エ 農業法人と連携した取組み ※生産分野と連携した流通・販売力向上タイプのみ 農業法人と加工・流通等の事業者とが連携して実施する事業活動であって、当該加工・流通等の事業者が当該農業法人からその生産に係る農産物又はその一次加工品（以下「農産物等」という。）を調達して商品の製造、加工若しくは販売又は役務の提供を行うものをいう。ただし、当該加工・流通等の事業者による当該農業法人からの当該農産物等の調達が、おおむね5年以上の期間継続して行われることが見込まれるものに限る。
補助対象作物	野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソバとする。これ以外の作物の場合であっても、補助事業者が、本市又は他市町村で栽培及び販売した実績があり、本市においても収益が見込めるものは対象とする。
補助事業者	次に掲げる者のうち、未来の千葉市農業創造事業（農業法人等参入促進タイプ、生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ）審査実施要領第8条（内示額の決定方法）の定めるところにより内示額の決定を受けた者とする。 ア 農業法人（1年以内に農業法人化を予定している農業者も含む） イ 農業法人と連携した取組みを行う加工・流通等の事業者 ※生産分野と連携した流通・販売力向上タイプのみ
補助の制限	同一の補助事業者が、本事業の補助金を受けることができる回数は、1回までとする。
補助事業の内容	補助事業者が行う次のいずれかの事業とする。 ア 施設機械整備事業

高収益な農作物生産、加工及び流通体制を確立するために必要な施設の整備又は機械設備の導入を行うことをいう。

(ア) 栽培施設

当該事業に要する栽培用の施設で、面積が1,500平方メートル以上であるものをいう。

(イ) 栽培装置設備

当該事業に要する養液栽培等のための装置設備で、面積が500平方メートル以上であるものをいう。

(ウ) 環境制御設備

当該事業に要する栽培環境を制御するための設備で、受益面積500平方メートル以上であるものをいう。

(エ) スマート農業用機械設備

当該事業に要する機械設備で、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産を可能にする新たな農業のためのものをいう。

イ 加工・流通機械施設整備事業

農産物等の加工及び出荷に関する次のいずれかの施設を千葉市内において整備及び機械の導入を行い、連携する農業法人の農業産出額の増加が見込めることをいう。

(ア) 集出荷機械施設

農産物等の集出荷施設又は集められた農産物等を出荷のために選別、梱包等をする機械であるものをいう。

(イ) 貯蔵機械施設

農産物等を貯蔵するための施設又は機械であるものをいう。

(ウ) 予冷・保冷施設

農産物等を出荷・流通するために予冷若しくは保冷するための施設又は機械であるものをいう。

(エ) 加工処理施設

農産物等を加工して出荷・流通するための施設又は機械であるものをいう。

(オ) 販売施設

農産物等を販売するための施設であるものをいう。

(カ) 流通対策

農産物等の出荷、販売に要する資材を購入することをいう。

ウ 産地管理機械施設整備事業

農産物等の出荷、流通、販売を管理するために要するシステムを導入することをいう。

エ その他関係事業

アからウに掲げるもののほか、補助対象作物の高収益な生産並びに流通・販売体制を確立するために必要な事業であって、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。

補助対象経費	<p>下記のアからウに掲げるものとする。 ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。</p> <p>ア 事業の実施に要する施設、機械設備の新規導入にかかる経費 イ 事業の実施に要する法定耐用年数を経過した施設、機械設備の更新にかかる経費 ウ その他市長が臨時的な経費等で適当と認めたもの</p>							
補助率	<p>次に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。また、1事業者当たりの補助額の上限は2,000万円とする。</p> <table border="1" data-bbox="520 573 1457 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 573 1018 618">事業の種別</th> <th data-bbox="1018 573 1457 618">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 618 1018 663">ア 施設機械整備事業</td> <td data-bbox="1018 618 1457 987" rowspan="4">補助対象経費の10分の3以内。ただし、アについては当該事業で生産する品目、イ、ウ、エについては当該事業で取り扱う品目が、千葉県奨励品目選定要領に定める品目である場合は補助対象経費の10分の5以内。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 663 1018 707">イ 加工・流通機械施設整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 707 1018 752">ウ 産地管理機械施設整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 752 1018 987">エ その他関係事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種別	補助率	ア 施設機械整備事業	補助対象経費の10分の3以内。ただし、アについては当該事業で生産する品目、イ、ウ、エについては当該事業で取り扱う品目が、千葉県奨励品目選定要領に定める品目である場合は補助対象経費の10分の5以内。	イ 加工・流通機械施設整備事業	ウ 産地管理機械施設整備事業	エ その他関係事業
事業の種別	補助率							
ア 施設機械整備事業	補助対象経費の10分の3以内。ただし、アについては当該事業で生産する品目、イ、ウ、エについては当該事業で取り扱う品目が、千葉県奨励品目選定要領に定める品目である場合は補助対象経費の10分の5以内。							
イ 加工・流通機械施設整備事業								
ウ 産地管理機械施設整備事業								
エ その他関係事業								
欠格事由	<p>次に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> <p>ア 過去に当該補助事業について、補助金の全部又は一部について返還命令を受けた者 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者 ウ 代表者又は役員が暴力団員である者 エ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者 オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者 カ 宗教活動又は政治活動を目的とする者 キ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者</p>							
備考	<p>補助事業者は、補助金の交付対象となった固定資産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。抵触した場合は、補助事業者は当該補助金を全額返還するものとする。</p> <p>なお、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、次に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過した場合は、この限りではない。</p>							

	<p>ア 施設 取得の日から10年間</p> <p>イ 償却資産 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数。ただし、当該耐用年数が10年間を超える場合は10年間とする。</p> <p>交付決定に当たっては、第5条に規定する事項のほか、次の条件を付するものとする。</p> <p>「補助事業者は交付決定の日から起算して5年間、毎年度末までに、法人の決算書を提出するものとする。」</p>
添付書類	<p><（3）農業法人等参入促進タイプ、（4）生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要書（様式ア） ・事業計画書（様式イ） ・収支計画書（様式ウ※参考） ・作付計画書（様式エ※参考） ・法人概要書（様式オ） ・二次審査用事業計画書（様式カ） ・資金繰り計画書（様式キ） ・法人にあつては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 会社の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。） イ 直近3期分の決算書類等（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、注記表等） ・個人にあつては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 住民票の写し イ 履歴書 ウ 申請日の直近3年分の確定申告書の控えの写し等、収入・所得がわかるもの ・補助金交付に係る確認書（様式ク） ・その他市長が必要と認める書類 <p><（4）生産分野と連携した流通・販売力向上タイプの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者と、連携する法人において、生産物等の調達が、おおむね5年以上の期間継続して行われることが見込まれる旨を証する書類又はその写し

(5) みどりの食料システム戦略タイプ

事業の目的	省エネルギー設備等や地力増強用機械施設などの整備の促進を通じ、農業分野の環境負荷低減と生産性の向上を目的とする。
補助事業者	農業協同組合、農業法人及びその他農業者の組織する団体が市長が適当と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体をいう。
補助事業の内容	<p>補助事業者が行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 省エネ転換推進事業</p> <p>環境負荷低減と生産性の向上を両立するための、省エネルギー設備等の導入を行うことをいう。</p> <p>(ア) ヒートポンプ導入</p> <p>(イ) カーテン等保温設備整備</p> <p>循環扇、送風ダクト、変温管理装置、局所加温装置、内張(固定・カーテン等)被覆資材等</p> <p>ただし(イ)については、(ア)のヒートポンプ導入を前提とし、(イ)のみの導入は認めない。</p> <p>イ 地力増強用機械施設整備対策事業</p> <p>次の施設の整備又は機械を購入することであって、当該施設又は機械に係る受益面積は、施設栽培にあつては1,500平方メートル以上、露地栽培にあつては50アール以上であるものをいう。ただし、補助事業者が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定申請書(農業経営基盤強化法)に記載されている規模とする。</p> <p>(ア) 地力増強用機械</p> <p>堆肥の製造、施用及び心土破碎等を行うために必要な機械又は機械格納庫であつて、機械にあつては耐用年数が5年以上であるもの、機械格納庫にあつては面積が20平方メートル以上であるものをいう。</p> <p>(イ) 堆肥製造保管施設</p> <p>堆肥の製造又は保管のための施設であつて、面積が50平方メートル以上であるものをいう。</p> <p>ウ その他関連事業</p> <p>ア、イに掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるものをいう。</p>
補助対象経費	事業の実施に要する施設、機械設備の導入にかかる経費。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。
補助率	補助対象経費の10分の5以内とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。また、1事業者当たりの補助額の上限は1,000万円とする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・カタログ ・設計書

	<ul style="list-style-type: none">・平面図、立面図、配置図・位置図・農業経営改善計画認定書の写し・農業経営改善計画認定申請書の写し・受益面積が確認できる書類（補助事業の内容イのみ）・建築確認通知書（補助事業の内容イのみ）・その他市長が認める書類
--	---

年 月 日

千葉県農林関係事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉県長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度において、
事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

2 申請者の営む主な事業

3 交付を受けようとする補助金の額 円

4 交付を受けたい時期 年 月 日

5 事業計画

(1) 事業実施場所

(2) 受益戸数及び受益（実施）面積

(3) 事業内容

① 事業種目

② 事業規模

③ 総事業費 円

④ 補助対象経費 円

⑤ 事業着手予定年月日 年 月 日

⑥ 事業完了予定年月日 年 月 日

※その他必要事項を記載すること。

(4) 事業の効果

(5) 経費の区分

(単位：円)

区 分	補助事業 に要する 経 費	負 担 区 分						備 考
		市補助金	そ の 他 補 助 金 等	実 施 主 体				
				制 度 資 金	そ の 他 借 入 金	自 己 資 金	計	
計								

6 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考

※継続事業にあつては、前年度予算額を備考欄に記載すること。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考

※継続事業にあつては、前年度予算額を備考欄に記載すること。

7 添付書類

事業申請内容を証する必要な書類。

(注) この様式が適当でない事業にあつては、市長が別に定める。

様

千葉市農林関係事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業補助金について、
次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金交付 決定額	円
補助金交付 予定時期	年 月 日
交付条件	1 補助事業の内容経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 この交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。 5 千葉市補助金等交付規則及び千葉市農林関係事業補助金交付要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県農林関係事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により、補助金の交付決定のあった事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されるよう千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第2号）の規定により申請します。

補助事業の内容等	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）事由発生日		年 月 日
添付書類	1 収支予算書 2 変更（中止・廃止）に伴う関係書類	

様

千葉市農林関係事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更承認申請のあった 事業補助金について、次のとおり変更交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第8条第5項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

	変更前	変更後
補助事業の内容		
補助金交付決定額等	交付決定額： 円 (総事業費： 円)	交付決定額： 円 (総事業費： 円)
補助金交付予定時期	年 月 日	
交付条件	1 補助事業の内容経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 この交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。 5 千葉市補助金等交付規則及び千葉市農林水産関係事業補助金交付要綱を遵守すること。	
備考	(変更前の交付決定通知) 年 月 日付け千葉市指令 第 号	

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市農林関係事業状況報告書

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった
事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉市
補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
及び完了予定年月日	年 月 日
補助事業の経過及び内容	
添付書類	1 経過及び内容を証する書類等 2 その他

年 月 日

千葉県農林関係事業実績報告書

(あて先) 千葉県 市長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった 事業の実績について千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助事業の経費精算額	円
添付書類	1 収支決算書 2 補助事業の経過及び成果を証する書類等 3 その他

様

千葉市農林関係事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市農林関係事業実績報告書により、年度
事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第1
3条の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県農林関係事業補助金交付請求書

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県達 第 号千葉県農林関係事業補
助金額確定通知書により確定した 事業補助金の交付について、千葉県補
助金等交付規則第16条の規定により請求します。

補助金の交付額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助事業の交付請求額		円
添付書類	1 千葉県農林関係事業補助金額確定通知書の写し 2 その他	

年 月 日

千葉県農林関係事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定の
あった 事業補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいの
で、千葉県補助金等交付規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請
求します。

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助事業の交付請求額		円
添 付 書 類	1 千葉県農林関係事業補助金交付決定通知書の写し 2 その他	

様

千葉市農林関係事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市農林関係事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市農林関係事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条^{第1項}の規定により、次のとおり返還を命ずる。
第2項

年 月 日

千葉市長

印

補助金交付決定額 (予定)		円
補助金の既交付額	年 月 日	円
	年 月 日	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返 還 期 限	年 月 日	
返 還 を 命 ず る 理 由		
返 還 方 法		

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県農林関係事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉県長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度において、事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業等の経費の配分
経費の使用
その他補助事業等の実績
- 3 交付申請額及びその算定方法
- 4 補助事業の完了年月日
- 5 添付書類
補助事業の実施状況がわかる書類

様

千葉市農林関係事業補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業補助金について、
次のとおり交付決定及び確定をしたので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金交付 決定額 及び 補助金交付 確定額	円
補助金交付 予定時期	年 月 日
交付条件	<p>1 補助事業の内容経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>4 この交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して 7 日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。</p> <p>5 千葉市補助金等交付規則及び千葉市農林関係事業補助金交付要綱を遵守すること。</p>

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第13号

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

事業実施年度				事業名								
事業の内容		事業実施期間		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
施設・機械名	設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	事業 対象経費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					市補助金	融資額	その他					
				円	円	円	円					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限期間の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまで保存管理すること。

千葉市農林関係事業補助金届出書

(あて先) 千 葉 市 長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名

(※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの

申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市農林関係事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出の内容
- 2 届出の理由
- 3 添付書類
届出内容を示す書類